

【共通】

業務名：網代漁港機能保全工事に伴う上下水道管移設実施設計業務

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、大谷地内の機能保全工事に伴い上下水道管移設に必要な資料等を作成するものとする。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)、「本業務仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		下水道管移設実施設計 L=327.7m 水道管移設実施設計 L=194.6m
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・国立公園管理者と、構造等について未協議である。 ・河川管理者と占用等について未協議である。 ・水路付替について、管理者と未協議である。 ・砂防指定地内の占用等について未協議である。 ・保安林解除について未協議である。 ・接続する国道管理者と、形状変更について未協議である。 ・埋蔵文化財について、町教育委員会と未協議である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・設計報告書 1部 ・図面(A3縮小版) 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 1部
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。 受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
						協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」(https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm)第 7 条(2)ウに係る担当技術者(以下「主たる担当技術者」という。)を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は 3 人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」(令和 8 年 3 月 5 日付第 202500244570 号県土整備部長通知)の対象である。 請求等の取扱いについては、https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の取扱いによること。
追加				その他		

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び 照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。 ・埋設物、支障物件、周辺施設の近接状況、施工条件(既設ポンプ場の稼働に支障がないこと)を設計に反映すること。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入土等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。
追加				関係機関協議 (資料作成)		・関係機関:河川管理者、道路管理者等
追加				施工計画		詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				仮設設計		詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。